

神奈川県「遊漁船業の適正化に関する法律」に係る不利益処分基準 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>1 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号。以下「法」という。）に基づき、知事が行う不利益処分（<u>行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する不利益処分をいう。</u>）について、行政手続法第 12 条第 1 項に規定する処分基準を次のとおり定める。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>2 本基準で使用する用語の定義 は、法のほか、行政手続法の定めるところによる。</p> <p>(不利益処分を行う場合)</p> <p>3 不利益処分は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合に命ずることができる。</p> <p>(1) ~ (14) (略)</p> <p>(不利益処分を行う場合の基準)</p> <p>4 不利益処分の処分基準は、原則として次のとおりとする。なお、違反内容による不利益処分の方法及び累犯の扱いは、別表のとおりとする。</p> <p>(1) 事業者が法の規定に違反している状態又は違反する恐れがある状態（以下「違反等」という。）を確認した場合、<u>不利益処分の前に次のア又はイに基づき以下の行政指導（神奈川県行政手続条例（平成 7 年条例第 1 号）第 2 条第 1 項第 7 号に規定する行政指導をいう。）を行う。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>1 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号。以下「法」という。）に基づき、知事が行う<u>行政指導及び不利益処分（以下「不利益処分等」という。）</u>について、行政手続法（<u>平成 5 年法律第 88 号</u>）第 12 条第 1 項に規定する処分基準を次のとおり定める。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>2 本基準で使用する用語の定義 は、法のほか、行政手続法（<u>平成 5 年法律第 88 号</u>）の定めるところによる。</p> <p>(不利益処分等を行う場合)</p> <p>3 不利益処分等は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合に命ずることができる。</p> <p>(1) ~ (14) (略)</p> <p>(不利益処分等を行う場合の基準)</p> <p>4 不利益処分等の処分基準は、原則として次のとおりとする。なお、違反内容による不利益処分等の方法及び累犯の扱いは、別表のとおりとする。</p> <p>(1) <u>行政指導</u></p> <p>事業者が法の規定に違反している状態又は違反する恐れがある状態（以下「違反等」という。）を確認した場合、次のア又はイに基づき<u>指導等</u>を行う。</p>

改正後	改正前
<p>ア・イ (略)</p> <p>(2) <u>前項の行政指導によっても違反等が改善されていない場合、次の不利益処分を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>(不利益処分の履行確認)</p> <p>9 (略)</p> <p>(不利益処分及び行政指導の方法)</p> <p>10 不利益処分及び行政指導は、次の(1)から(4)に掲げた所属が、それぞれ所管する市町に営業所がある遊漁船業者について行う。</p> <p>なお、不利益処分及び行政指導を行った場合は、環境農政局農水産部水産課長へ報告するものとする。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>別表 違反内容による不利益処分及び行政指導の方法及び累犯の扱いについて (処分基準4関係)</p> <p>(以下略)</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>(2) <u>不利益処分</u></p> <p>(略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>(不利益処分等の履行確認)</p> <p>9 (略)</p> <p>(不利益処分等の方法)</p> <p>10 不利益処分等は、次の(1)から(4)に掲げた所属が、それぞれ所管する市町に営業所がある遊漁船業者について行う。</p> <p>なお、不利益処分等を行った場合は、環境農政局農水産部水産課長へ報告するものとする。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>別表 違反内容による不利益処分等の方法及び累犯の扱いについて (処分基準4関係)</p> <p>(以下略)</p>

付則

令和8年1月30日一部改正